

広報 おらた

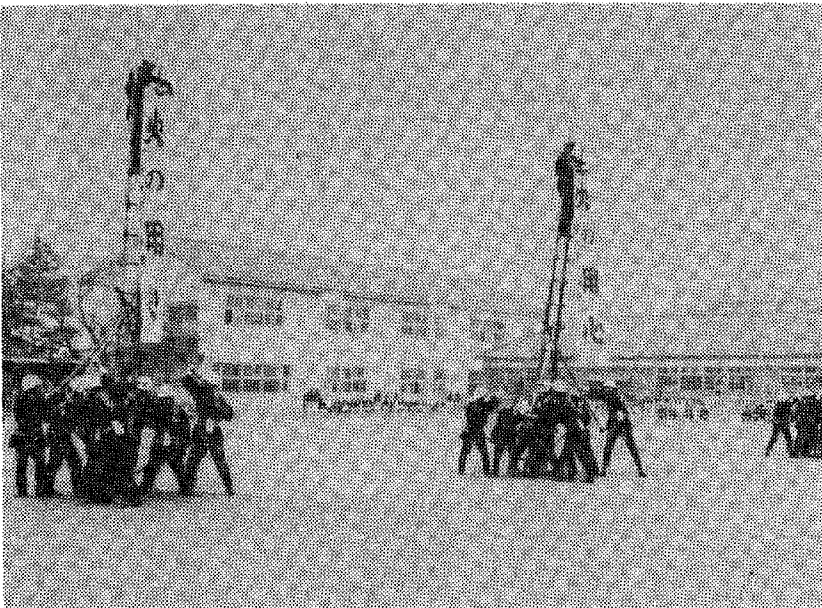
No.224 昭和47年2月1日 発行・幸田町 編集・企画室 印刷・あいち印刷

人口動態
(昭和47年1月1日現在)

総人口	20,960人
内(男)	9,876人
内(女)	11,084人
世帯数	4,429戸
(12月中の移動)	
出生	36人
死亡	9人
転入	103人
転出	138人
男	17人
女	19人
男	5人
女	4人
男	46人
女	57人
男	39人
女	99人

火を使う人ならできる 火の始末

火災シーズン
火よりも煙が危い
煙の中で
行動の自由がきく
のは2分から3
分です



春の火災予防週間

2月29日 ~ 3月13日



国旗を立てましょう

建国記念日

2月11日

固定資産税・都市計画税

市街化区域農地の宅地なみ課税

C 農地 (3.3㎡以上1万円未満) は51年度から

農地の固定資産税課税上における評価については、他の要素を考慮せず農地としての取引価格を基礎として決められているため宅地の評価額に比べて非常に低く、その上、農地の固定資産税額は昭和38年度の水準に据え置かれているので都市近郊においては、農地とこれに隣接する宅地との間の固定資産税負担に著しい不均衡が生じています。

こうした状態は、課税の公平を大きくさまたげているだけでなく、土地政策の上からも問題であるとの指摘がなされ、とくに昭和44年7月から新都市計画法が施行され、都市計画区域が市街化区域と市街化調整区域とに分かれたことにより、市街化区域内の農地は届出さえすれば自由に宅地転用できることになったため市街化区域内の農地については、宅地なみに課税を行なうべきであるとの意見が強くあり、これにより昨年3月地方税法が改正され、本町も、これに基づき町税条例の一部改正を行ない、市街化区域内の農地を宅地なみに課税とすることにされました。

その骨子は――

- ①市街化区域内の農地については、近傍宅地に準じた評価を行なう。
②新評価額(①により評価した価額)と市街化区域内の宅地平均価額との相対関係等により市街化区域内の農地を3グループに区分し、それぞれの区分に応じて3年乃至9年の税負担激変緩和措置を講じる。
③激変緩和措置の終了後は、宅地と同様な課税をする。

となっています。以下この制度のあらましをご説明します。(税務課)

市街化区域内農地の評価

幸田町に おいても、市街化区域内の農地は昭和四十七年度以降、宅地なみに評価されます。市街化区域内農地の固定資産税の課税標準となるべく価額(いわゆる固定資産税評価額)は、当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の固定資産税評価額に比準すべき価額によって定められることになっております。

具体的な評価方法は、自治大臣の定める固定資産評価基準によりますが、類似宅地の比準価額から宅地転用に必要な造成費を控除したものとされています。

例えば、三・三㎡当り一万元の評価額が付設されている宅地に隣接する市街化区域農地は、他に特別な状況の無い限り一万元の価額がつけられます。(この価額を「基本価額」といいます)この土地の宅地転用に要する造成経費が二千元(評価基準による造成費)の場合の新評価額は、八千元ということとなります。

なお、「状況が類似する」とは道路の状況公共施設への距離、家屋の疎密等を総合的に判断してその状況が類似していることをいいます。市街化区域内農地について宅地なみ課税を行なうに当たっては市街

市街化区域内農地の区分

化区域内の宅地化の状況に応じて税負担の激変緩和のため経過措置がとられます。このため、まず、昭和四十七年一月一日に所在する市街化区域内農地を、新評価による三・三㎡当り価額(単位評価額)を基準として、次の三グループに分けます。
A農地 単位評価額が当該市町村の市街化区域内の宅地平均価額以上の農地(単位評価額が一万円未満のものを除く)および五万円以上の農地
B農地 単位評価額が当該市町村の市街化区域内の宅地平均価額の二分の一以上平均価額未満の農地(単位評価額が五万円以上または二万円未満のものを除く)
C農地 単位評価額が当該市町村の市街化区域内の宅地平均価額の二分の一未満の農地(単位評価額が五万円以上のものを除く)および単位評価額が一万円未満の農地
なお、本町の場合、市街化区域内の農地が約四、八〇〇筆、五三八、〇〇〇坪程度あり、最高約一、九〇〇円、最低約六〇〇円の評価が予想されます。
昭和四十六年度における本町の市街化区域内の宅地の平均価額は五、〇九七円(昭和四十七年一月一日現在においては、地目変換等により多少の相違が見込まれる)であります。前記の農地グループに区分すると
A農地 (本町の場合単位評価額が一万円以上の農地がA農地と

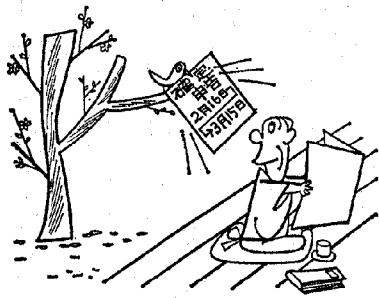
しし区分される)
筆数 三〇筆~四〇筆程度 (〇・七%)
面積 約二、〇〇〇坪 (〇・四%)

B農地 該当農地なし
C農地 (本町の場合、単位評価額が一万円未満の農地がC農地として区分される)
筆数 四、七六〇筆~四、七七〇筆程度 (九九・三%)
面積 約五三六、〇〇〇坪 (九九・六%)

市街化区域内農地の区分の変更等

A農地、B農地、C農地の区分は昭和四十七年度に定められたものを動かさないのが原則ですが、しかし、著しい価格の変動があった場合にも変更しないことは負担公平の観点から問題があるので、この場合に限って変更されます。市街化区域内農地が年の途中で市街化区域以外の農地となった場合には、その年の一月一日に一般農地になったものとみなしその年度分の固定資産税を減額します。(次頁へつづく)





2月16日～3月15日

申告は自ら進んでする。(税務課)
いまさら申すまでもなく確定申告は自分から進んでするものです。

税を納めることに
調査によつて所得税を納めることに

昭和46年分

所得税確定申告

今年も所得税の確定申告の時期がまいりました。四十六年分の所得税につきましては、昨年四月に

勢から昨年暮れ、税負担を軽減し、景気の浮揚をはかるため、再度の改正により一、六五〇億円の規模の年内減税が実施されました。

が届けられないといつて確定申告をしないでもよいというものではないかた。

除、扶養控除など諸控除により
除、配偶者控除、配偶者控除

Table with 4 columns: 控除の種類 (昭和46年分, 昭和45年分), 基礎控除 (一九五,〇〇〇円, 一七七,五〇〇円), 配偶者控除 (一九五,〇〇〇円, 一七七,五〇〇円), 扶養控除 (一四五,〇〇〇円, 一二五,〇〇〇円), 障害者控除 (一五五,〇〇〇円, 一三七,五〇〇円), 寡婦控除 (一五五,〇〇〇円, 一三七,五〇〇円), 勤労学生控除 (一五五,〇〇〇円, 一三七,五〇〇円)

＜固定資産税額の計算＞

市街化区域内の農地の固定資産税額は、A農地は昭和47年度から、B農地は昭和48年度から、C農地は昭和51年度から負担激変緩和措置を講じながら宅地なみに課税されますが、その固定資産税の計算は、課税標準となるべき新評価額に、次の表の軽減率を乗じた額を各年度の課税標準とし、これに税率を乗じて税額を算出します。

Table with 2 rows (A農地, B農地, C農地) and 10 columns (年度区分 46-55). Values range from 0.2 to 1.0.

ただし、新評価額を求める際に用いられた類似宅地について負担調整措置(昭和38年度当時の課税に対する評価替による税負担激変緩和措置)が適用されている場合には、新評価額に代えて、比準課税標準額を用います。

この場合の計算は
① 市街化区域農地の新評価額 × ② 類似宅地の負担調整後の課税標準額 / ③ 類似宅地の固定資産評価額 × ④ 軽減率 × ⑤ 税率 = ⑥ 固定資産税額

となり、例えば、昭和51年度において単位評価額8,000円の市街化区域農地(C農地)の評価に用いた類似宅地の昭和51年度の固定資産税評価額10,000円、固定資産税計算上の課税標準額7,000円の場合の固定資産税額は、次のようになります。

① 8,000円 × ② 7,000円 / ③ 10,000円 × ④ 0.2 × ⑤ 1.4 / 100 = 15円68銭

(本来、この農地の固定資産税は① 8,000円 × ⑤ 1.4 / 100 = 112円となりますが上記のとおり負担激変緩和措置がとられるわけです)

なお、固定資産税および都市計画税(前述)は、このような税負担激変緩和措置がとられますが固定資産評価額を基準として評価する相続税、贈与税、登録免許税(不動産登記の場合に納付する税金)や不動産取得税などの評価額に対しては税負担激変緩和措置はありません。したがって昭和47年から新評価がそのままそれぞれの評価の基準として使われますからご留意ください。

市街化区域内の農地に対する都市計画税

昭和四十六年度から都市計画税の課税客体は、市街化区域内の土地家屋とされましたが、市街化区域内の農地については、固定資産税と同様宅地なみに評価され、負担激変緩和措置が講ぜられることになりました。

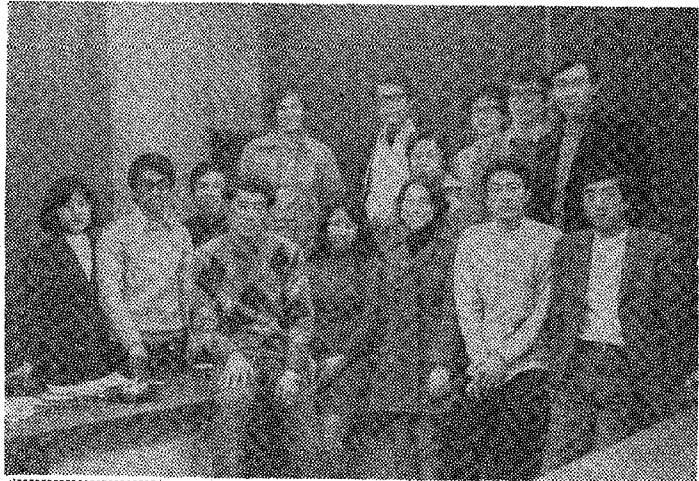
給与所得のかたで給与以外の所得が十万円を超えるかた。給与と所得のかたで二ヶ所以上から給与を受け、年末調整された給与以外の給与の収入金額と給与以外の所得の合計額が十万円を超えるかた。

◎ 配偶者控除、扶養控除の対象となる所得範囲が一五万円(自己の勤労による所得の場合)に引き上げられました。(改正前十万円) 給与と所得の場合ですと年間収入金額が三一、〇〇〇円未満であれば配偶者控除、扶養控除の対象となります。

◎ 勤労学生の判定の基礎となる所得限度額が三十二万円に引き上げられました。(改正前二十八万円)

申告のしかたなどでおわかりにならないかたは、事前に税務署や役場税務課などで指導を受け悔のない申告をしましょう!

青年国内研修に出發



青年の夢と希望に燃えて

国内研修の参加者

大きく寄与することでしょう。参加者は次のとおりです。

- として国立阿蘇青年の家での生活を中心とした研修会に草次会長を団長とし、一月二十七日の夜十九時五分、名古屋発の急行「阿蘇」で出発した。
 - この研修会は、昨年中再
 - 度にはわたる県外の青年団員の来町に刺激されて計画され、青年団員相互の親睦を深め、青年団発展に
- | | |
|----------|--------|
| 会 長 | 草次 文三 |
| 副会長 | 石川 富士雄 |
| 書記 | 平岩 昇 |
| 会 計 | 稲吉 充 |
| 西三河連協 | 鈴木美千子 |
| 会 長 | 志賀 定雄 |
| 幸青協クラブ | 山崎はるみ |
| 音楽クラブ | 田境 義弘 |
| 社交ダンスクラブ | 足立 豊 |
| 各青年団 | 磯部 文夫 |
| 相見青年団長 | 鈴木作紀夫 |
| 菱池青年団 | 朝岡 一正 |
| 三菱自治会長 | 石川 豊 |
| 深溝青年団 | 岡本 静子 |
| 豊坂青年団 | 稲吉ひろ子 |
| | 加藤 好行 |
| | 平岩不二雄 |
| | 稲吉真浅俊 |
| | 杉山多恵子 |
| | 天野 孝子 |

少年の健全育成にご協力を

少年は友人二人とパチンコ屋の店前から自転車を一台中盗み、翌日サイクリングに出かけて警察官に捕った。

みんなほんの出来心で後悔しているのに深く心配することもないと思つたが、

母に全く口をきかぬこの少年は、父が酒癖が悪くて母が家出したあと父が死んだので、母を責めてとごとくに反抗して学校をさぼる。年上のやくざと交わる、ボンド遊びなど、母が少年を持ってあましていることがわかった。

家庭裁判所は少年の生活態度や物の見方を変えさせようと考えて、調査官に面倒を見させること

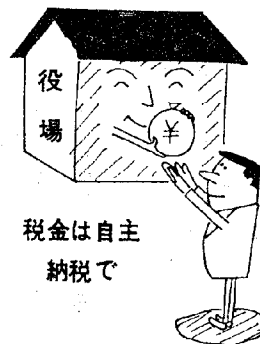
にした。それから数カ月少年は落着いて高校で勉強にはげんでい

事件を起こした少年が立派に成人していくためには色々な工夫が必要であり、社会人の理解が最も必要である。少年の健全育成を目指す家庭裁判所は皆様のご理解ご協力を得て、早期発見早期治療の実現を望んで止まない。

《今月の納税》

固定資産税、都市計画税 第4期分の納期限は25日

今月は、固定資産税、都市計画税の納税の月です。納期限の2月25日までには、必ず納入して下さい。



幸田町青年のつどい 近づくと

幸田町青年団体連絡協議会では働く青少年のつどいを「青年の文化生活向上」をめざして開催しています。

今年からは、

青年よ

「みんなで輪をつくらう。」

- 主催 幸田町青年団体連絡協議会
- とき 昭和四十七年二月二十日
- ところ 幸田町中央公民館
- 内容 講演「男女交際について」
- 中京女子大学名誉教授 山本美德先生
- おらが十八番
- 各青年団のお家芸
- ダベリクタイム
- CBC放送局のアナウンサーが司会、歌と話し合いとクイズ
- みんなで輪をつくらう
- フォークダンスとゲーム
- 社交ダンス

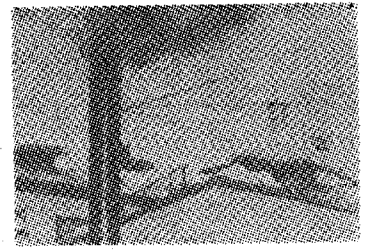
公害退治のコツは、私たちがきりきりした意志表示に！

五〇の六	五〇の五	五〇の四	五〇の三	五〇の二	五〇の一	番測定点
仲切	上六栗字	市場	野場宇下	深溝宇宗	方菱池字黒	根大草字羽
見やぐら	倉庫前火の見やぐら	農協支所前火の見やぐら	農協支所前火の見やぐら	農協支所前火の見やぐら	農協支所前火の見やぐら	農協支所前火の見やぐら
						設置した建物等

大気汚染監視の目

町内六地点に増加

本町は、他の市町村に先がけ独自で「二酸化鉛法」による大気測定を四十四年十一月より三地点について実施してきました。調査結果は軽微な汚染程度で、



低い煙突は地元を汚染する

まだきれいな空気と言えるでしょう。今回、県において二酸化鉛法による大気測定を四十七年一月より県下全域に原則として七平方キロメートルごとに一カ所測定点を設け、「いおう酸化物」による汚染状況を把握し、もって今後の対策の資料とすることを目的に実施されています。これは広域的な大気汚染の防止対策に一歩前進と言えるでしょう。

「騒音」は住民の敵 保持せよ静かな環境を

第一に難聴をおこす音である。これは一般的にきわめて大きい音です。第二に聴力以外に生理的な影響を与える音で、具体的には消化器、呼吸器、循環器、神経系などに

「ないほうがよい音」「不必要な音」あるいは「あることの好ましくない音、なければよいなと思ふ音」これが騒音です。この騒音は、人の快適な生活環境を著しく破壊します。人体に及ぼす影響は個人差があり一様ではないが、なんらかの形で人の心身に悪影響を与えています。

身近にある騒音

120ホン	飛行機のエンジンの近く
110ホン	自動車の警笛(前方2m)、ジーゼルハンマー(10m離れた地点)
100ホン	電車が通るときのガード下
90ホン	大声による独唱、騒々しい工場の中
80ホン	地下鉄の車内、国電の車内
70ホン	電話のベル
60ホン	騒がしい事務所の中、普通の会話
50ホン	普通の事務所の中
40ホン	静かな公園、図書館の中
30ホン	柱時計の振子、ささやき
20ホン	木の葉のふれ合う音

第三に音声や音楽の聴取の妨害なもの、第四に純心理的、ないし感情的なもの、第五に不快さの感情となり、注意の集中を妨げ事務や作業の能率を低下させ、勉強や睡眠を妨害するもので、実際生活において騒音と判断させる最大要因をなすものです。これら生活環境を破壊しないよう、に発生源の許るされる最大音量と住民生活の受忍限度との公約数として、騒音防止法による規制基準、愛知県公害防止条例の規制基準が設けられています。

騒音の規制基準(一般基準抄)

時間の区分	昼間		朝・夕		夜間	
	午前8時から午後7時まで	午後7時から午後10時まで	午前6時から午後8時まで	午後8時から午後10時まで	午後10時から翌日午前6時まで	翌日午前6時から
第1種住居専用地域及び第2種住居専用地域	45ホン	40ホン	40ホン	40ホン	40ホン	40ホン
住居地域	50ホン	45ホン	45ホン	45ホン	40ホン	40ホン
近隣商業地域及び商業工業地域	65ホン	60ホン	60ホン	60ホン	50ホン	50ホン
工業地域	70ホン	65ホン	65ホン	65ホン	60ホン	60ホン
工業専用地域	75ホン	75ホン	75ホン	75ホン	70ホン	70ホン
その他の地域	60ホン	55ホン	55ホン	55ホン	50ホン	50ホン

備考 ①地域の区分は都市計画法第2章の規定において定められた同法第8条第1項第1号の地域をいう。②ホンとは、計量法第5条第44号に定める騒音の大きさの計量単位をいう。

主観的、心理的、影響を及ぼす範囲も限定されていなくて、問題が比較的簡単なもの、極端にこじれる場合、ならぬ責任があります。騒音は規制基準をもう一度確認してください。発生原因者等は、隣人等の意見を聞き入れて自己主義、利潤の追求本位とならぬように心がけ、隣人に反感を抱くことなく細心の注意を払わなくてはなりません。

また、一般住民は騒音に限らず如何なることでもよく見、よく聞き、意志表示をはっきりと申し出ることが住みよい環境、町づくりと云えましょう。公害道放はみんなの力で、光と水そして緑を！

▼公害の苦情相談は産業課へ

奨励補助金総額 57,729,522円

昭和46年度米生産調整実績調書(最終)

Table with columns: 区分, 農家戸数, 生産調整種類別面積 (休耕, 普通転作, 特別転作), 生産調整面積, 生産調整数量, 奨励補助金額. Rows include various villages like 長嶺, 久保田, etc.

昭和46年度

米生産調整・稲作転換事業

奨励補助金きままる

国の米の需給事情に伴ない、昭和四十四年度から始まった米の生産調整対策事業も本年度で三年を経過し、その調整目標数量ならびに面積も年々増加して、本町の昭

が、稲作農家の皆さんを始め部落役員(区長、生産組合長)さんや農業団体関係者など多数の皆さんのご努力とご推進により目標対比一〇一・四%の達成をいたしました。

昭和46年度米生産調整 協力特別交付金 4,404,145円、支払される

昭和四十六年度より向こう五ヶ年間(休耕三ヶ年、転作五ヶ年)米生産調整および稲作転換対策事業が本格的に実施展開されることになり初年度における調整目標を円滑に推進する

の加算奨励金額が、国から農協を通じ関係農家の口座へ二月中に振り込み支払いされることになっていきます。なお部落別確認実績は上の表のとおりです。

これは全国で一〇〇億円の予算で、各都道府県別の米生産調整数量から目標達成市町村に対しその関係農家の調整数量に交付されるものです。 ◎本町の関係農家は一九四五戸です。 この交付金は、昭和四十六年度米生産調整奨励補助金の精算額と同時に支払われる(二月中)予定であります。なお部落別交付予定金額は、次のとおりです。

Table with columns: 部落名, 生産調整数量, 金額. Rows include 長嶺, 久保田, 坂崎, etc.

2月不用犬

引取り日

二月十七日(木)午前中

廃大される方は保険衛生課までご連絡ください。

TEL 二二二二(一八) 有線 三四六三



農業共済水稻減収量

二六八、二三九キロ

昭和46年度

支払共済金見込額

18,776,730円

本年の稲作は、八月末日の台風二三号による集中豪雨と、続く九月上旬の悪天候に見舞われ、冠水、倒伏による穂発芽・不稔・病虫害の発生などにより過去昭和三十四年の伊勢湾台風以来の大被害を被り、水稻共済引受面積八〇三、九八ヘクタールのおおむね三三% (二六二、二四ヘクタール、筆数三九四〇) が三割以上の減収となり、引受収量の一一・九%、二六八、二三九キロが国

および県より損害評価減収量として認定されました。この認定共済減収量に対して、一キロ当り七〇円が支払共済金として関係農家へ二月二日付にて農協各自当座に振込による支払がなされる予定となっております。この共済金が農業の再生産費として有効適切に活用されるとともに、これが水稻損害評価業務に当って町内各部落評価員(部落生産組合長)ならびに町損害評価委員会など関係各位の誠意あるご努力とご協力に対して各方面から感謝される所でありませう。

昭和46年度 建物共済加入実績

一九億〇三〇〇万円

本年度建物共済加入推進運動が去る昭和四十六年十二月十五日より昭和四十七年一月十六日までの一ヶ月間を特別推進月間として町内一円に展開され、部落生産組合長さんならびに関係各位の理解あるご協力により、一九億〇三〇〇万円と昨年の一・九%を上廻る成果をあげることができました。

お互の無事をお祈りするとともに、無事の際は感謝の気持ちで加入しましょう。

「備えあればうれいなし」部落別建物共済加入実績は次のとおりです。

部落名	共済加入額	部落名	共済加入額
長嶺	6,170万円	幸田	1,000万円
久保田	7,150	市場	9,200
坂崎	16,750	里	8,370
大高	23,900	海谷	3,350
鷲鷹	7,450	野場	22,120
東部	10,000	永野	5,000
新田	5,950	須美	7,400
岩堀	5,750	六栗	9,000
横落	10,650	上粟	4,300
荻	820	山	7,110
谷	6,830	逆川	5,880
	6,150	計	190,300

この共済が多く農家の皆さんに親まれご理解していただけたものやお尋ねなどは役場産業課へお

建物共済加入取扱いは毎月実施しておりますので、ご相談

気軽にどうぞ。

今がチャンス！ネズミの駆除

ネズミ一斉駆除月間

2月、3月末

野ネズミ

一斉駆除実施

2月20日、3月5日

最近冬の期(暖冬)の気象条件(暖冬)や米生産調整による休耕水田の増加などにより野ネズミの繁殖が激増して、農作物、畜舎などに多大の被害がでており、各方面から駆除が強く望まれています。そこで農協や部落生産組合が一体となって、来る二月二十日と三月五日の二回にわたり町内一斉

駆除が行なわれます。駆除の効果を上げるため、水田の稲わらの取入れ、畦畔、河川などの雑草焼が駆除期日以前(二月二十日)に実施されるように関係者のご協力を願います。

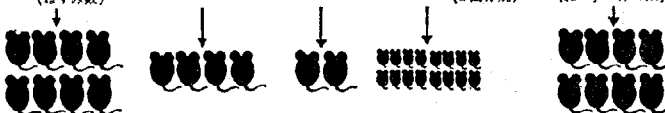
【ネズミとは】

私達の生活にもっとも密着した動物のうちで、ネズミほど人間に嫌われている動物は他にありません。ネズミとは一体どのような動物なのでしょう？ネズミは人と同じ哺乳類の中で

四十六年一月二十八日現在

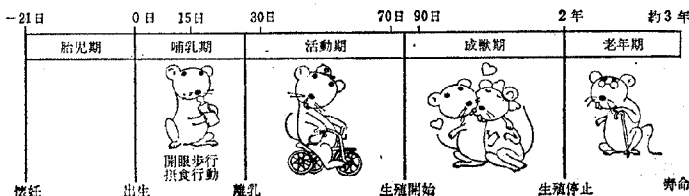
●ねずみの繁殖

$$8 \text{匹(元になる)} \times \pm \text{匹(子の割合)} \times \pm \text{匹(母成獣の割合)} \times 8 \text{(1回の産仔)} \times \pm \text{匹(1回分娩)} = 8 \text{匹(1ヵ月にふえる数)}$$



8匹のおずみがいる、そのうち半分がメスで(♀)、さらにその半分の2匹が子どもを産める成獣であるとすると、1ヵ月後には2倍の16匹に増えることになります。

●ねずみの一生



けつ歯目に属する動物で、衛生害虫などと違ってきわめて利巧な動物です。食物があればどこにでも出没して、自分の体重の約四分の一の食物を毎日食べるとい

う大食漢です。そのうえ大変な繁殖力があり、一組のネズミが一年間に約一、五〇〇匹になるとさえ言われています。

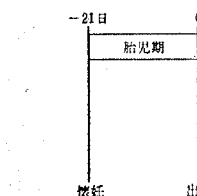
●ねずみの繁殖

8匹(元になる) × ±匹(子の割合) × ±匹(母成獣の割合) × 8(1回の産仔) × ±匹(1回分娩) = 8匹(1ヵ月にふえる数)

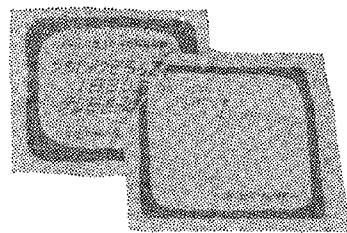


8匹のおずみがいる、そのうち半分がメスで(♀)、さらにその半分の2匹が子どもを産める成獣であるとすると、1ヵ月後には2倍の16匹に増えることになります。

●ねずみの一生



種伝染病予防のため、二月一日、三月三十一日の二ヶ月間を「ネズミ一斉駆除月間」と定め、人間の敵であるネズミをこのきかいに駆除しましょう。



うちじゅうそろって 30分間テレビを 見ましょう

考えるテレビ朝刊

ある日出勤前、時間を確かめようとしてチャンネルをまわしたところ、NHKの「話題を追って」がブラウン管からとびだしました。

いろいろな角度から多くの情報が流れてくる現在、飽和状態のため、じっくり考える余裕もなく、即決的殺那的な毎日を送っていただけに、思わず画面にひきつけられました。

現地の人々の悩みや、それにたち向の姿を克明に描きだしており、ニュース解説とは違った人間くささ、新鮮さを感じました。特

に魅力を感じたのは、短い時間に、現在問題になっている話題を一つ取り上げ、そこに潜む問題点をあざやかに浮きばりにしていることです。簡潔な中に、視聴者に訴える力があり、しみじみ考えさせられます。さしずめ、考えるテレビ朝刊といったところです。

たとえば、真珠の輸出のはなやかさの陰に、不況にあえぐ業者の生々しい苦闘を知り、くずれゆく真珠業界の姿を新たにみせつけられました。時代の流れの恐ろしさと、底知れぬわびしさを感じさせました。

また、最近の「もつれる日米繊維交渉」などをみても、その複雑さをしみじみ感じさせられました。

整理と教養の時間

現在、私は中学で社会科の授業を受けもっていますが、この「話題を追って」を授業の中に利用しています。真珠の動き、さびれる

塩田、漁師の嘆きなど、生徒の中にも視聴している者もあり、一つの事象を多面的に見るためにも大いに役立っています。

月曜日から土曜日まで、午前七時二十分から三十五分までの十五分出勤する前のひととき、私にとっては、整理の時間であり、教養の時間でもあるわけです。この番組が終わると、出勤五分前、いよいよ一日が始まります。

出勤前のひととき、社会の動きを一つ一つとらえて整理し、考える問題を提供してくれるこの番組に今後も大いに期待したいものです。

職員の紹介

このたび異動が次のとおりありました。

一月一日付(採用)

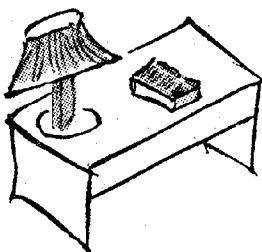
産業課

鈴木 忠男 (永野)

役場の勤務時間変更の

お知らせ

みなさまがたに格段のご理解と、ご協力をいただきました冬期勤務時間を、二月一日より、従前どおり平常勤務時間に変更させていただきます。



※気をつけてくださいな、

会費(年額)

△ おとな 1人につき

360円

△ 中学以下・70才以上 1人につき

240円

お申込みは幸田町役場総務課へおいでください。

西三河二市五町
交通災害共済へ

災害はいつくるかわかりません

加入しましょう

昭和四十七年度はぜひ

一日二円で万一に備えて

堂々たる幸田町消防団出初式

厳寒とは思えない、暖かな1月10日(月)の午前9時30分より幸田中学校グラウンドにおいて、西三河事務所長をはじめ来賓多数の見まもる中で、閲覧、服装点検、ポンプ操法、部隊訓練、放水訓練と息をつく間もなく、堂々と繰り上げられました。

放水訓練は、9本の筒先より、勢いあふれる水で、水屏風ができ、天を分けるがごとく壮大でした。

また、中学生が吹奏する「君が代」ならびに、少年消防クラブ員のかん高く、はつらつとした動作が、印象的でした。

そして1年間あるいは数年間にわたり消防業務に尽力された、個人(団員)および団体の表彰がありました。

△愛知県知事感謝状

幸田町消防団(災害関係)

△愛知県岡崎警察署長感謝状

幸田町消防団(防犯関係)

△愛知県消防協会長表彰

幸田町消防団

△善行彰

消防副団長 川口 智

(一) 分団長 志賀 増雄

(一) 副分団長 植松 康祐

(三) 分団長 左右田俊明

(四) 分団長 村越 国雄

準 部 長 成瀬 重彦

△額田郡消防団連合会長表彰

△普通表彰

(一) 分団長 志賀 増雄

(一) 部 長 酒井 祥多

△岡崎警察署管内

消防警察連絡協議会長表彰

(一) 班 長 山本 将治

(一) 副分団長 鈴木 美郎

(三) 団 員 鈴木 信義

(四) 部 長 長谷 惣市

準 副部長 山本 晃久

△町長表彰

(一) 分団長 志賀 増雄

(一) 部 長 酒井 祥多

△消防団長感謝状

準 副部長 山本 晃久

(四) 部 長 長谷 惣市

(四) 分団長 村越 国雄

(三) 団 員 鈴木 信義

(三) 副分団長 鈴木 美郎

(一) 班 長 山本 将治

(一) 副分団長 鈴木 美郎

(三) 団 員 鈴木 信義

(四) 部 長 長谷 惣市

(四) 分団長 村越 国雄

(三) 副分団長 鈴木 美郎

(一) 班 長 山本 将治

(一) 副分団長 鈴木 美郎

(三) 団 員 鈴木 信義

(四) 部 長 長谷 惣市

(四) 分団長 村越 国雄

(三) 副分団長 鈴木 美郎

△町長表彰(一般)

△協力彰(団体)

長嶺 自警団 久保田 自警団

幸田 野場

須美 六栗

逆川

坂崎 株式会社 黒柳組

林 建設株式会社

△協力彰(個人)

桐山 平井 八郎

大草 都築 二郎

須美 坂本 稔

(一) 団 員 黒柳 一義

(一) 団 員 牧野 正

(一) 副分団長 鈴木 美郎

(三) 副分団長 鈴木 美郎

(三) 副分団長 鈴木 美郎

(三) 副分団長 鈴木 美郎

(三) 副分団長 鈴木 美郎

(三) 副分団長 鈴木 美郎

(三) 副分団長 鈴木 美郎

(三) 副分団長 鈴木 美郎

(三) 副分団長 鈴木 美郎

(三) 副分団長 鈴木 美郎

(三) 副分団長 鈴木 美郎

(三) 副分団長 鈴木 美郎

(三) 副分団長 鈴木 美郎

(三) 副分団長 鈴木 美郎

青年団今月の行事

- 七日 理事会
十八日 代議員会
二十日 幸田町青年のつどい
二三日 理事会
一日 クラブ活動
八日 詩吟、音楽
十五日 社交ダンス
二二日 (毎週火曜)
二十九日 日
豊坂青年団

十三日 施設訪問(老人ホーム)

深溝青年団

十三日 青年カーニバル



Table with columns for date and time (日時) and location (場所). Rows include dates like 2月2日(水) and 2月9日(水) with locations like 幸田町中央公民館 and 第五会議室.

婦人会

お好みコース

二月行事予定

二月一日 婦人会民踊コース

三日 // 生け花コース

五日 // 茶道コース

八日 // 手芸コース

十五日 // コーラスコース

十五日 // 民踊コース

十五日 // 生け花コース

十七日 // 茶道コース



二月七日 // 姑学級
二月二十九日 // 若妻学級



不用犬の買上

げをします

不用犬の買上げを次のとおり行ないますので、廃犬される方は印鑑持参のうえおこしください。

◇ 買上げ日時

二月十五、十六日 二日間

AM九時~三時

◇ 場所

幸田町役場

(受付へ申し出てください)

◇ 買上げ金額

生後九十日以下の犬一頭五十円
生後九十一日以上の犬一頭一〇〇円

